平成２７年（フ）第４７号
大分市富士見が丘西２丁目３番１号
債務者　吉田　千恵
1　決定年月日時　平成27年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西山　　巖
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月１日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２７年（フ）第６５号
秋田県能代市落合字中大野115番地40
債務者　遠藤　真樹
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池条　有朋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月26日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第２２５号
埼玉県本庄市前原１丁目12番24号　エクセル前原101
債務者　磯野よし江（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　　潔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第４９２号
埼玉県三郷市三郷１丁目１番地６　ライオンズマンション三郷駅前1303号
債務者　畠山　泰一
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内藤　貴幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月11日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３９号
三重県多気郡多気町朝柄119番地、住民票上の前住所三重県松阪市小片野町1374番地
債務者　野呂　隆一
1　決定年月日時　平成27年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北薗　　太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２７年（フ）第２１６号
長野県松本市寿北１丁目12番29号　サノハイツ103
債務者　川上　節子
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　李　　栄愛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月10日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第２２２号
長野県塩尻市大字広丘高出2196番地34
債務者　小泉なか子
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮澤　幸平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで
長野地方裁判所松本支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１５３号
山形県西村山郡河北町谷地辛2087番地の１
債務者　増川裕美子
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１５７号
山形市吉原１丁目６番26号　メゾンジュネス201号
債務者　**鳩**田　　靖
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１６０号
山形県東根市大字泉郷甲2688番地の１
債務者　青山　瑞穂（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１６５号
山形市小白川町５丁目27番15―708号　県営あたご団地、前住所山形市小白川町５丁目18番９号
債務者　片倉　裕梨
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９２号
岐阜県大垣市新開町76番地５
債務者　伏木八重子
1　決定年月日時　平成27年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第５５２号
埼玉県ふじみ野市元福岡３丁目11番６号　セゾン杉浦203号
債務者　山徳登茂美
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３４３号
沖縄県那覇市古波蔵３丁目21番11号
債務者　具志堅　誠
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第４８６号
埼玉県所沢市大字北秋津876番地の２　所沢コーポラスＥ―806、前住所東京都文京区小石川５丁目30番12号　ワイエス・ソフィア小石川402
債務者　山本　一馬
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３６号
広島県三次市粟屋町3002番地５
債務者　湯浅　明己
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２７年（フ）第１８５５号
札幌市白石区栄通６丁目13番17―201号
債務者　永井　愛実
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部